

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和3年度	次回見直し予定	令和8年度
条 例 名	神奈川県都市農業推進条例				
条 例 番 号	平成17年神奈川県条例第90号	法規集	第9編第1章第1節		
所 管 室 課	環境農政局農政部農政課				
条 例 の 概 要	都市農業の持続的な発展について、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、都市農業の持続的な発展に関する施策の基本となる事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>本県の農業は、県民の身近で営まれ、新鮮で安全・安心な農畜産物を供給するとともに、良好な景観の形成など多面的機能を提供しているが、一方で農業者や農地の減少、担い手の高齢化、耕作放棄地の増加等の課題を抱えている。</p> <p>本条例は、こうした課題に対応し、都市農業の持続的な発展のための施策の推進、食料等の安定供給及び農業の有する多面的機能の発揮を図り、県民の健康で豊かな生活の確保に寄与することを目的としており、その目的達成のため引き続き必要な条例である。</p>			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>平成27年の都市農業振興基本法の制定を受け、市街地及びその周辺にある農地の保全を基本理念に追加するなど、情勢の変化に対応し必要な改正を行っている。</p> <p>本条例に基づき「かながわ農業活性化指針」（以下「指針」という。）を策定し、都市農業の持続的な発展に関する施策の総合的かつ計画的な推進等を図っているため、本条例は有効に機能している。</p>			条例改正 令和元年 12月24日
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	<p>本条例に基づき策定した指針により関連施策を展開することで、地産地消の推進、多様な担い手の育成、農地の保全等が進んでいるため、本条例は効率的に機能している。</p>			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	<p>本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野「安全・安心」の政策の基本方向「生活の安心の確保」及び政策分野「産業・労働」の政策の基本方向「農林水産業の活性化」に合致するものであり、県政の基本的な方針に適合している。</p>			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	<p>都市農業の持続的な発展について、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、都市農業の持続的な発展に関する施策の基本となる事項を定めるものであり、憲法や法令に抵触しない。</p>			
	その他				
見直し結果	<p>① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>		<p>理 由 等</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点での改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p>		